

中山間地域等直接支払交付金 第6期対策（R7～R11）

ネットワーク化活動計画作成にあたっての参考資料

令和7年10月

農林水産省農村振興局
地域振興課

ー中山間地域を守るみなさまを支援しますー

中山間地域等直接支払制度

第6期対策
(令和7年度～令和11年度)



第6期対策 3つのポイント

- 1 本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。
- 2 複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。
- 3 複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。

令和7年3月

農林水産省

- 令和7年度から始まった第6期対策では、ネットワーク化活動計画の作成を通じて、将来にわたり活動を継続できる体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。
- 多くの集落協定がネットワーク化活動計画の作成に取り組んでいただけるよう、本資料では、パンフレットに掲載しているネットワーク化活動計画の内容についての補足説明をまとめましたので、計画作成の参考資料としてご利用ください。

こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- 農業生産活動等（必須活動）
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流出に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

- **ネットワーク化活動計画の作成** **第6期対策から**
ネットワーク化活動計画は、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了する必要があります。なお、ネットワーク化活動計画の作成ができなかった場合等は、交付金（単価の2割分）を返還していただくことになります。

中山間地域等直接支払制度 留意点

本交付金の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

（1）協定参加者の話し合いと合意に基づく活動の徹底

- 本交付金は、協定参加者の話し合いと合意により締結された協定に基づいて活動するものです。交付金の使途を含めた活動実績についても、協定参加者に報告するなど、活動の透明化を図りましょう。
- 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。

（2）事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょう。
- 事務作業の担い手がない等の場合は、複数の集落協定間でのネットワーク化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

（3）書類の作成と管理について

会計経理が適切に行われていることを証明するため、金銭出納簿、領収書、活動を行った記録、加算措置の取組実績が分かる書類、共用資産管理台帳などの必要な**証拠書類**を作成した上で、**日付順に整理するなど、日頃から適切な管理**を行いましょう。

（4）集落協定の変更手続の励行

- 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続を行ってください。
- 変更手続が必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。

- ✓ 従来から、本交付金は、交付単価の8割を交付することを基礎として、さらに体制整備に向けた活動を行う場合に交付単価の10割を交付しています。

- ✓ 人口減少や高齢化が進む中山間地域で、継続して農業や農地、水路などを保全していくためには、集落協定の体制づくりを進めていくことが大切です。協定の体制づくりを支援するための仕組みが、体制整備単価です。

- ✓ 令和2年度から令和6年度までの第5期対策では、集落戦略を作成することが体制整備単価交付の要件でした。集落戦略は、地域計画の作成にも寄与しました。

- ✓ 集落戦略や地域計画を実現していくためには、これからも協定のメンバーの減少や高齢化が進行することを考えれば、協定の中だけの力だけでなく、今から周囲の協定や組織、非農業者と協力していくことが有効と考えられます。

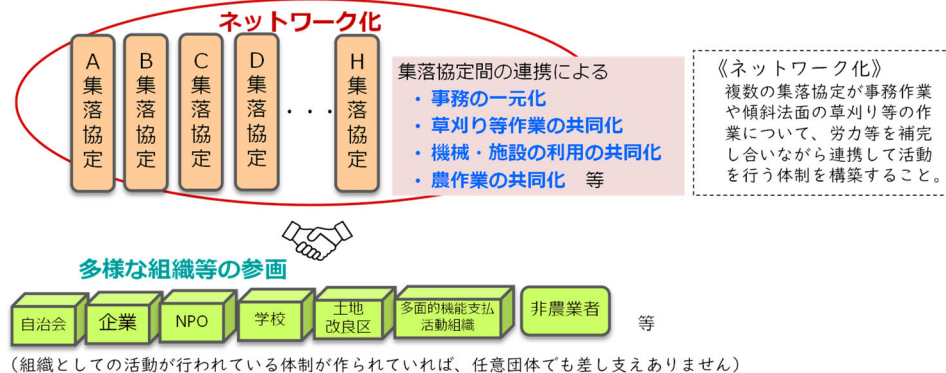
- ✓ このため、令和7年度からの第6期対策では、他の集落協定や組織、非農業者との協力関係を作り、協定の活動を継続できる体制づくりを進めていただくため、ネットワーク化活動計画の作成を体制整備単価交付の要件としました。

- ✓ ネットワーク化活動計画は、ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画の3つの取組の中から計画の内容を選択できるようになっています。地域の実情にあった取組を検討し、集落協定の体制づくりに向けて、計画づくりにぜひ取り組んでください。

ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

体制づくりのイメージ



ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



草刈隊の取組



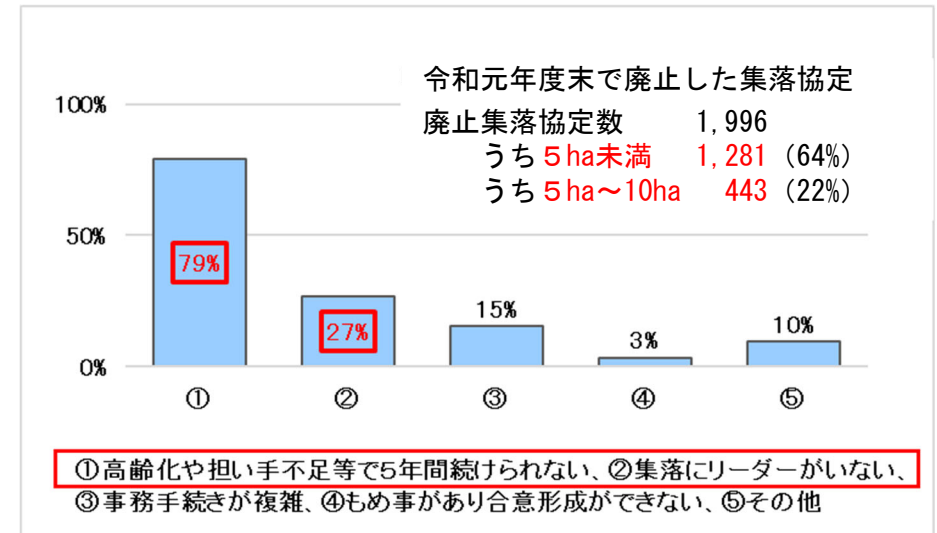
ドローンの共同化



共同取組活動による農作業

- ✓ 第4期対策から第5期対策に移行した令和2年度に、約2千の協定が活動を継続できず、協定を廃止しました。その廃止した協定の9割は、10ha未満の小規模な協定でした。また、廃止の主な理由は、高齢化などによる人材不足となっています。

《第5期対策への移行時に廃止する協定の廃止理由》

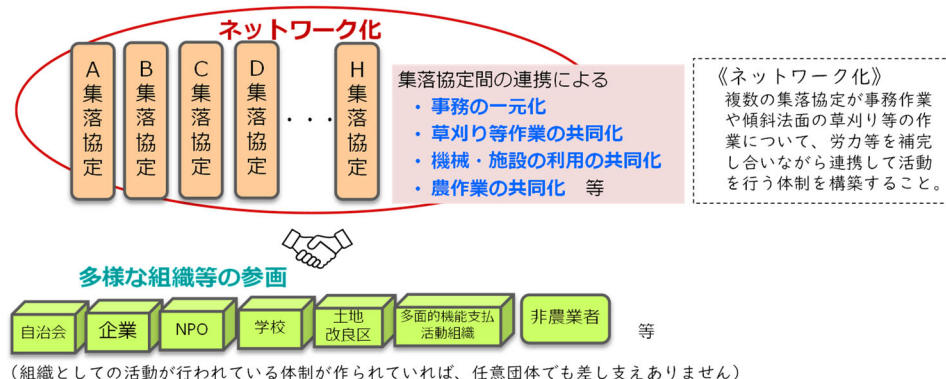


- ✓ 一方で、大きな協定ほど、人材が確保できており、活動が安定しています。
- ✓ このため、令和7年度からの第6期対策では、これまでも後押ししてきた集落協定の統合に加えて、必要な活動から、またはできることから集落協定間の連携を行うネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画を後押しすることで、小規模協定でも活動が継続できる体制づくりを推進します。

ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

体制づくりのイメージ



ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



草刈隊の取組



ドローンの共同化



共同取組活動による農作業

- ✓ ネットワーク化とは、複数の集落協定が労力等を補完し合いながら連携して活動を行う体制を構築することです。事務の一元化や草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化、農作業の共同化などが考えられます。
- ✓ 一方で、各集落協定の草刈り・水路ざらい等の作業日を同一日に行うのみであったり、特定の農業者が複数集落協定にまたがって農業生産活動を行うのみである場合は、体制の強化が図られたとは言えませんので、ネットワーク化に該当しません。農作業の人的資源を融通し合うなどの協定間での活動の連携が必要となります。また、災害発生時のみの連携については、毎年度、随時又は定期的な取り組みではないためネットワーク化には該当しません。情報交換や話し合いを行うことのみの場合も実際の活動の連携ではないため、ネットワーク化には該当しません。

ネットワーク化したとは認められない例

- ✗ 各集落協定の草刈り・水路ざらい等の作業日を同一日に行うのみ（同一日に作業を行うが、各集落協定の作業をそれぞれの協定構成員のみで実施する場合）
- ✗ 特定の農業者が複数集落協定にまたがって農業生産活動を行うのみ
→ 農作業の人的資源を融通し合うなどの協定間での活動の連携が必要
- ✗ 災害発生時のみの連携
→ 毎年度、随時又は定期的に取り組むを行うことが必要
- ✗ 情報交換や話し合いを行うのみ
→ 実際の協定の活動を連携して行うことが必要

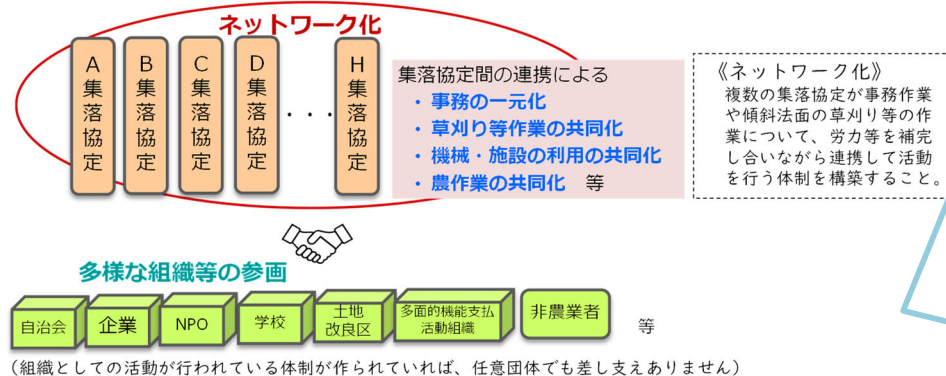
ネットワーク化の活動例

連携活動	活動例
事務の一元化	● A協定とB協定の共同事務局を設置し、両協定の構成員の中から共同事務局の事務担当を選定する。事務局の運営費は、A協定とB協定の共同取組活動費で分担する。 ● 地域一帯で日本型支払の運営委員会（事務担当職員を確保）を設置し、その事務局が一括して中山間直払の各協定の書類整理や会計帳簿の整理等の事務を行う。各集落協定からの供出金で事務局を運営する。 ● 複数の集落協定が、土地改良区等の同一の外部組織等に書類整理や会計帳簿の整理等の事務を委託する。
草刈等作業の共同化	● 各集落協定内の非農家や若者を中心に「草刈隊」を結成し、共同で利用するリモコン式草刈機を導入する。各集落協定の草刈時に「草刈隊」が参加したり、高齢者の所有農地などの支援が必要な農地等の草刈の作業を「草刈隊」が引き受ける体制を構築する。 ● 複数の協定間で覚書を締結し、各協定の草刈作業に他の協定のメンバーが手伝いに行く関係性を構築する。 ● 共通の用水供給源となっている山腹水路の点検や補修、更新を共同で実施していく体制を構築する。 ● これまで管理がおろそかになっていた、ため池等の水源施設について、草刈等の管理作業を各集落協定が共同で継続的に実施する体制を構築する。 ● 地域一帯の鳥獣害被害の軽減を図るため、緩衝帯になっている周辺林地の下草刈りを共同で実施する。
機械・施設の利用の共同化	● 各集落協定で管理していた農業機械を集約して共同機械利用組合を設立し、農作業の機械共同利用化を進め、地域全体の農地保全、荒廃農地の発生防止に取り組む。 ● ソバの産地化を目指して共同で新たにソバの収穫機を導入し、共同利用する。 ● 米の乾燥施設や粃すり施設などの単独の協定では維持が困難な施設を共同で利用する。
農作業の共同化	● 野菜の収穫時期など、お互いの集落協定における農繁期に作業を手伝いに行く関係性を構築する。 ● 集落協定間でドローン防除のための機械を共有するとともに、共同でオペレーターの育成やドローン防除を実施する。 ● 畦畔や農地法面の草刈作業省力化のため、センチピートグラスの種子吹付作業を共同で実施する体制を構築する。 ● 棚田の石積みの補修を共同で実施する体制を構築する。 ● 地域内の家畜排せつ物の有効利用を図るため、共同でたい肥化し、各集落協定の農家に分配する体制を構築する。
その他	● 生産性、収益性の高い新たな品種の栽培講習会を共同で開催するなど産地化に向けた取組を共同で進める。 ● 共同で直売所の設置、管理運営を行う。 ● 共同で農産物の加工を行い、6次産業化を推進する。 ● 共同でECサイトを作成し、農産物の販路を拡大する。 ● 共同で農業インターンシップの受け入れを実施し、関係人口の拡大や地域の担い手の確保を図る。 ● 共同で体験農園の設置や農業体験イベントを開催し、都市住民との交流促進、関係人口の拡大に向けた取組を行う。 ● 鳥獣害防護柵の効果を高めるため、周辺の集落協定と連携し、地域一帯を囲む鳥獣害防護柵を設置するとともに、メンテナンスを協力して行う。

ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

体制づくりのイメージ



ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



草刈隊の取組



ドローンの共同化



共同取組活動による農作業

- ✓ ネットワーク化活動計画での「多様な組織等の参画」は、「農業者団体以外の組織」や「非農業者」が協定の活動に参画することです。
- ✓ 活動に参画する組織や非農業者に対して、共同取組活動として実施する活動の内容に応じた日当や委託料等の支払いが可能です。
- ✓ 「農業者団体以外の組織」や「非農業者」の考え方は、次のとおりです。ただし、2号事業様式（集落協定書）別紙様式2（農用地の内訳等）（※次ページ参照）の管理者に位置付けられている組織又は人は、交付対象者になることから、当該協定においては農業者団体又は農業者として扱いますので、ご注意ください。

「農業者団体以外の組織」について

- ・ 農業者団体とは、農業法人（農地所有適格法人、特定農業法人等）、農業生産組織（機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、栽培組織等）等です。
- ・ 農業者団体以外の組織は、例えば自治会、企業、NPO法人、学校、土地改良区、多面的機能支払活動組織が想定されます。組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えありません。
- ・ 組織内に部門が複数あり、そのうちの1つが農業生産や農作業の受託を行っている場合でも、当該組織が農業生産を主な事業目的としている団体でなければ農業者団体以外の組織と扱います。

「非農業者」について

- ・ 農作業を行い、農業収入を得ている人（作業受託、農業法人の従業員を含む）または得る権利をもっている人（自給的農家を含む）は農業者とし、農業者以外の協定参加者を非農業者とします。

《非農業者の例》

- 所有農地を全て貸し出し、農作業を行わない人、いわゆる「土地持ち非農家」
- 農作業（協定の共同取組活動として行うものを除く。）を行っていないが、共同取組活動に参加する人（農業者の親族であっても農作業を行っていないければ、これに該当します。）
- 農業収入を得ることを目的としない、農業ボランティア

2号事業様式(集落協定書)別紙様式2(農用地の内訳等)

(別紙様式2)

農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注1)「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限(当該年度の6月30日、令和7年度においては8月31日)までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注2)「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

○農用地の内訳等																
①現 況								②基礎・体制 整備単価	③農業生産活動等の 体制整備の取組（ネ ットワーク化活動計 画の作成）の有無					ネットワーク化活動計画を作成する		
														ネットワーク化活動計画を作成しない		
									④加算の適用					⑤農用地の管理		
農用地の現況	具体的な活動内容															
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積（㎡）	交付基準（傾斜等）	棚田地域 振興農地 のうち超 急傾斜農 地	10a当たりの 単価（円）	棚田地域 振興活動加算	超急傾斜農地 保全管理加算	ネットワー ク化加算	スマー ト農業加算	集落機能 強化加算 の経過措置			
計																

✓ 管理者に位置付けられている組織又は人は、交付対象者になることから、当該協定においては農業者団体又は農業者として扱います(「農業者団体以外の組織」や「非農業者」と扱うことはできません。)

多様な組織等の参画の活動例

組織等	活動例
自治会	● 集落道としても利用されている農道の草刈や補修の活動を合同で行う。 ● 都市住民との交流を図るため、協定農用地で栽培した農作物を用いた収穫祭を合同で行い、関係人口の増加につなげる。 ● 鳥獣被害の防止を図るため、自治会と合同で定期的にパトロールを行う。
企業	● 企業活動の一環として参画し、地域活性化のためのノウハウを生かして、棚田保全のための取組として、商品開発や直売所での販売をサポートする。 ● 企業が社員の福利厚生活動の一環として、集落協定の田植え等の活動に参加する。
NPO	● 農泊施設を経営するNPOと連携し、農作業体験を集落協定で手配したり、宿泊施設周辺の景観形成のため、レンゲ畑をつくる。 ● 地域おこしのNPOと連携し、体験の受け入れやPR動画の作成を実施する。
学校	● 多面的機能の理解醸成や、将来の担い手の育成につなげるため、小学生の田植え体験や収穫体験を受け入れる。 ● 学校の課外授業（環境保全学習）の一環として、有機農業を行う農地での堆肥作り、収穫体験を行う。 ● 大学のサークルと協定を締結し、定期的に草刈などの協定活動に参加してもらう。
土地改良区	● 農道や水路の簡易な補修方法を土地改良区が定期的に研修を行ったり、指導する体制を構築する。そのかわり、土地改良区が管理する施設の日常的な点検を集落協定が引き受ける。
多面的機能支払活動組織	● 地域内の水路や農道の保全活動を協力して行う（お互いに相手組織の構成員となることで活動の連携関係を明確にする必要がある）。 ● 多面的機能支払の活動で設立した活動支援班が、集落協定の求めに応じて草刈等の作業に参加する。 ● 活動組織から水路等の補修、長寿命化技術、工事発注等のノウハウを提供、指導してもらう。 ● 中山間地域等直接支払の集落協定と多面的機能支払の活動組織で共同事務局を設置する。
子供会	● 棚田での彼岸花の植栽を子供会も参加して行う。 ● 子供たちの自然環境への関心を高めるため、子供会と共同してホテル観賞会を行う。 ● 生物多様性の持つ意味、保全の必要性を学ぶために共同でビオトープの設置を行う。
その他組織	● 地域の女性会が集落協定内で栽培した野菜を利用して漬物などの加工品をつくり、道の駅で販売する。 ● 障がい者施設の利用者が、農福連携の取組として、集落協定の農作業に参加する。
非農業者	● 経理に詳しい地域住民に事務担当を担ってもらう。 ● 地域貢献に関心が高い地域住民が活動に参加して草刈隊を結成し、高齢者の農地の草刈活動などを行う。 ● 棚田オーナー制度により都市住民などの非農業者が継続的に集落協定の農業と関わる関係性を構築する。 ● 県が運営する中山間地域サポーター制度を利用し、定期的に都市住民も参加した草刈活動や、収穫体験などを行う。 ● SNS等の利用に長けた非農業者がグリーン・ツーリズムのPRを担い、関係人口の増加につなげる。

ネットワーク化活動計画の作成について②

○ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化実現へのステップ

○ 地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんと十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価の適用開始

2 協定参加者で話し合う

ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い



ネットワーク化活動計画の作成に向けた話し合い

3 ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化

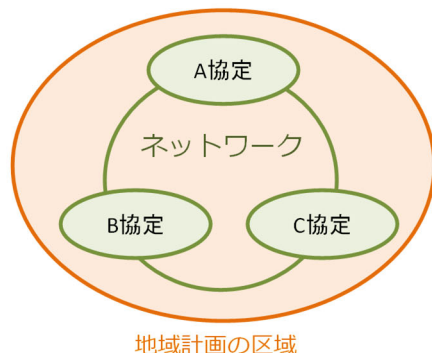
4 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

①を実施することで、体制整備単価が適用されます。ただし、令和11年度までに③まで達成できなかった場合、交付金（単価の2割分）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

地域計画とネットワーク化の関係

【基本パターン】

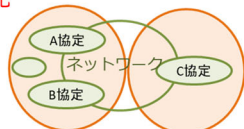
地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができていることから、**同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化**



※地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化を目指すことが望ましい

【例外的なパターン】

○ 同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
○ 他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合（農地が隣接している、同じ担い手が営農している等）
⇒ **他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化**



○ 集落協定が複数の地域計画にまたがっている場合
⇒ **当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定とネットワーク化**



✓ 2号事業様式（集落協定書）の第8の「ネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する」に該当を記入して市町村に申請し、認定を得ることで、認定を受けた年度から体制整備単価が交付されます。

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
ネットワーク化活動計画を作成する。

該 当	取り組むべき事項
	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（令和7年4月1日改正）」P60参照
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-112.pdf

✓ ネットワーク化活動計画において、ネットワーク化や統合を位置づける場合は、連携する集落協定と事前に話し合いを行い、共通認識をつくった上で、協定それぞれにおいて計画を作成してください。

✓ 同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化を行うことを基本としますが、地域によって地域計画区域の設定範囲が多様であるため、地域の実情に応じたネットワーク化をご検討ください。

ネットワーク化活動計画の記載例①

【記載例】

Ⅰ. 体制整備の基本方針 Ⅰ－Ⅰ. 集落協定名

ネットワーク化活動計画の本様式は令和7年3月時点の未定稿です。
ネットワーク化活動計画を作成する際は、最新様式を農林水産省のHP
又は市町村から入手してください。

（記載例）A集落協定

Ⅰ－Ⅱ. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和8年6月
第1回変更	令和●年▲月
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2－2のネットワークに参加する集落協定、3－2の統合に参加する集落協定、3－6の役員の継承計画、4－1の協定活動に参加する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

Ⅰ－Ⅲ. 体制整備のために行おうとする取組

該当 注1)	取組	対象協定	要記載項
○	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定 新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	2－1～ 2－7
○	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定 新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3－1、 3－5 3－2、 3－6、 3－7
○	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参加する集落協定	4－1～ 4－3

1つ以上
「○」を記入
して下さい。

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参加すること。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参加していること。

7

✓ 令和7年9月時点で、パンフレットから様式の修正はありません。

✓ 様式のエクセルファイルを農林水産省HPに掲載しています。

✓ 計画を作成したら、すぐに市町村に提出してください。

✓ 新たな取組を増やしたり、活動に参画する組織に変更があった場合など、計画の内容に大幅な変更があった場合は、変更した計画を市町村に提出してください。

✓ 第6期対策期間内にネットワーク化を実現することが望ましいですが、必須ではありません。地域の実情に応じて段階的にネットワーク化に取り組んでください。

✓ 計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成している必要があります。

✓ 第6期対策期間内に統合を実現することが望ましいですが、必須ではありません。地域の実情に応じて統合に向けて段階的に取り組んでください。

✓ 既に10 ha以上の集落協定であれば、新たに統合を行わなくても、ネットワーク化活動計画を作成することができます。なお、過去の統合履歴の有無は問いません。

✓ 協定活動開始当初から10ha以上となっている場合や、未実施の対象農用地を取り込むこと等により、ネットワーク化活動計画作成時点で協定面積が10ha以上となっている場合も含まれます。

✓ 「③多様な組織等の参画」では、面積要件はありません。

✓ 計画作成時点で「1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画」している必要があります。

✓ ネットワーク化加算と異なり、同じ地域計画区域内に他の集落協定がある場合でも「③多様な組織等の参画」を選択できます。

ネットワーク化活動計画の記載例②

【記載例】

1-3. で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

2. ネットワーク化の計画

- 注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。
- 注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

2-1. ネットワークの名称（予定）

（記載例）農林地域集落協定ネットワーク協議会

2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
（自協定）A協定	5.2ha				
B協定	13.7ha	○		○	
C協定	3.2ha	○			○
合計	22.1ha				

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

注) 合計協定面積は10ha以上であること。

2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他
○	④農業の担い手の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載）			
②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。			
④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。			
⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。			

該当項目に「○」を記入して下さい。

必ず記入して下さい。

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化 （共同事務局の設置や外部委託）	○	⑥農業の担い手育成
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑦地場農産物の加工・販売
	③水路・農道等の維持管理		⑧鳥獣害対策
	④機械・施設の共同利用		⑨多面的機能を増進する活動
○	⑤農作業の共同化		⑩その他（ ）

該当項目に「○」を記入して下さい。

✓ 仮称でかまいません。

✓ 他の集落協定とネットワーク化に取り組むことについて共通認識をつかった上で記入してください。

✓ 合計面積が10ha以上でないと要件を満たしませんので、ご注意ください。

✓ 複数の集落協定間でネットワーク化を行うことが前提となりますが、10ha以上の面積要件については、協定に属さない未実施農用地の協定への取り込みも含めて適用することが可能です。未実施農用地の取り込みを予定している場合は、「集落協定名」を「未実施農用地」とする行を設けて面積等を記入してください。

✓ 「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成している場合」では、ネットワーク形成当時に課題としていた内容や体制の維持、向上のために解決する課題を記入してください。

ネットワーク化活動計画の記載例③

【記載例】

1-3. で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

2-5. 連携方法（26頁参照）

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	連携方法	該当	連携方法
☐	①協議会型 ^{注1)}	☐	③共同委託型 ^{注3)}
☐	②活動連携型 ^{注2)}	☐	④その他()

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。
注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。
注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2-6. ネットワーク化の工程

該当項目に「○」を記入して下さい。

(工程の概略)	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
取組							
ネットワーク化に向けた話し合い(協定内)		☐	☐				
ネットワーク化に向けた話し合い(協定間)		☐	☐				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}	⑧		①⑤		⑥⑦		
協議会等の設置(協議会型の場合)			☐				
ネットワーク化加算の適用(加算措置を利用する場合)			☐	☐	☐	☐	

(2-2〜2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載)

- ・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施(活動連携型)とする。
- ・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。
- ・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。
- ・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
- ・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。
- ・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。

注) 工程の概略における「ネットワーク化の活動の開始」には2-4の「連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	統合の予定
☐	①第6期対策期間中(令和7年度〜令和11年度)での統合を検討する
☐	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
☐	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
☐	④未定
☐	⑤統合は必要ないと考えている
☐	⑥その他()

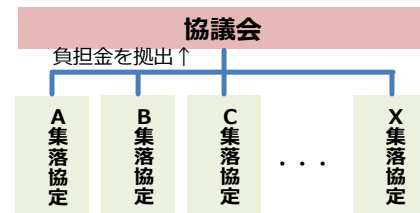
9

- ✓ もっとも当てはまると考えられる連携方法を選択してください。
- ✓ 体制整備単価（ネットワーク化活動計画）では全ての型が対象になりますが、ネットワーク化加算は協議会型のみ対象となります。

一体的

協議会型

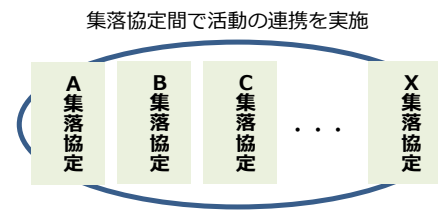
- 各集落協定から協議会に負担金を拠出し、各集落協定単独では実施困難となった事務等を一元化
- 各集落協定の**独自性を維持**しつつ、協定間の**横連携**ができる



連携の度合

活動連携型

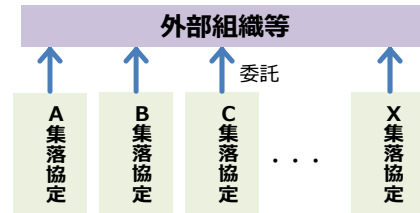
- 機械の共同利用など、特定の活動において集落協定間で連携を実施
- 各集落協定の**独立性を維持**しながら、**必要なことから横連携**を行う



ゆるやか

共同委託型

- 各集落協定から同一の外部組織等に事務等を委託（スケールメリットにより委託先を確保）
- 各集落協定の**独立性を維持**しながら、**ゆるやかに横連携**できる



- ✓ ネットワーク化加算は、「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始年度」や「協議会が設置される年度」の以降でないと適用できません。また、ネットワーク化活動計画が作成される年度以降でないと適用できません。

- ✓ 未実施農用地の取り込みを予定している場合は、取り込みに向けた進め方を記入してください。

- ✓ 統合を目指すことが望ましいですが、統合を目標とすることを必須とはしておりません。地域の実情に応じて、持続が可能な連携のあり方をご検討ください。

ネットワーク化活動計画の記載例④

【記載例】

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3. 統合の計画

- 注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。
- 注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1~3-5を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7を記載すること。

3-1. 統合後の集落協定の名称（予定）

（記載例）農林地域広域集落協定

3-2. 統合に参加する集落協定

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
（自協定）D協定	7.5ha		
E協定	5.5ha	○	
F協定	8.7ha	○	
合計	21.7ha		

- 注1) 合計協定面積は10ha以上であること。
- 注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

3-3. 統合で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
○	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
○	③共同取組活動参加者の不足	○	⑦その他（農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足）
	④農業の担い手の人材不足		

（該当する課題について詳細を記載）

- ①代表者が固定化されており、後継者の確保の目途が立っていない。
- ③構成員には若手が2名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。
- ⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。

注）地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

✓ 仮称でかまいません。

✓ 他の集落協定と統合に取り組むことについて共通認識をつくった上で記入してください。

✓ 合計面積が10ha以上でないと要件を満たしませんので、ご注意ください。

✓ 複数の集落協定間で統合を行うことが前提となりますが、10ha以上の面積要件については、協定に属さない未実施農用地の協定への取り込みも含めて適用することが可能です。未実施農用地の取り込みを予定している場合は、「集落協定名」を「未実施農用地」とする行を設けて面積等を記入してください。

✓ 「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、自協定のみ記入してください。

ネットワーク化活動計画の記載例⑤

【記載例】

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
○	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
○	③農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)		⑨鳥獣害対策
○	④水路・農道等の維持管理	○	⑩多面的機能を増進する活動
○	⑤機械・施設の共同利用	○	⑪その他(農業機械のオペレーター の確保)
	⑥農作業の共同化		

3-5. 統合の工程

該当項目に「○」を記入して下さい。

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い(協定内)		○	○				
②統合に向けた話し合い(協定間)	○	○	○				
③統合			○				
④ネットワーク化加算の適用(加算措置を利用する場合)				○	○	○	

(3-2~3-4を踏まえた統合の進め方を記載)

・令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。

・令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認をとり、令和8年度内の統合を目指す。

・令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。

・統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。

・草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。

・農業機械については、協定内で引退する農家から農業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。

・統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りをE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。

必ず記入して下さい。

- ✓ ネットワーク化加算は、「統合」年度以降でないと適用できません。また、ネットワーク化活動計画が作成される年度以降でないと適用できません。
- ✓ 未実施農用地の取り込みを予定している場合は、取り込みに向けた進め方を記入してください。

ネットワーク化活動計画の記載例⑥

【記載例】

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3-6. 役員の継承計画

必ず記入して下さい。

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	甲田 太郎	丙川 三郎	令和10年
書記担当	丙川 三郎	丁本 四郎	令和12年
会計担当	乙山 次郎	戊部 花子	令和12年
共同機械担当	乙山 次郎	己藤 五郎	令和10年
土地改良施設担当	甲田 太郎	丁本 四郎	令和12年
法面点検担当	丙川 三郎	戊部 花子	令和10年

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3-7. 体制の維持・向上に向けた活動

必ず記入して下さい。

（役員の継承に向けた取組を記載）

- ・代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。
- ・その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。
- ・令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。

（構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載）

- ・大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。
- ・総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。
- ・周辺地域や〇〇市と連携し、地域内の農地保全に関わる人材として令和8年度から地域おこし協力隊の受け入れを目指す。また、協力隊の安定的な仕事づくりなど、将来的な定着支援に取り組む。
- ・集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。
- ・地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。
- ・市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。
- ・一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

- ✓ 既に10 ha以上の集落協定であれば、新たに統合を行わなくても、ネットワーク化活動計画を作成することができます。なお、過去の統合履歴の有無は問いません。
- ✓ 協定活動開始当初から10ha以上となっている場合や、未実施の対象農用地を取り込むこと等により、ネットワーク化活動計画作成時点で協定面積が10ha以上となっている場合も含まれます。

- ✓ 後任予定者を未定とすることはできません。たとえ現体制の担当者が若手であっても、急遽で役員変更を要する事態になる場合に備え、後任予定者を記載していただく必要があります。

- ✓ 継承予定時期は第6期対策期間終了後の時期を設定することも可能ですが、いたずらに先延ばしすれば一部の人に事務作業等の負担が集中してしまいますので、集落協定内で適切な交代時期を話し合って決めるようにしてください。

ネットワーク化活動計画の記載例⑦

【記載例】

1-3. で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

4. 多様な組織等の参画

注) 4-1~4-3の全てを記載すること。

4-1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

必要に応じて記入して下さい。

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	G地域づくり協議会
	H子供会
	I土地改良区
	J農地保全会(多面的機能支払活動組織)
②別途協定等を締結	K大学

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。
注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

必要に応じて記入して下さい。

参画方法	人数
①集落協定の構成員	8人
②別途協定等を締結	5人
合計	13人

③集落協定の全構成員数(集落協定の構成員数(農業者数+①※組織数は含めない)に②を加えた人数) 60人
①+②が③に占める割合 21% (小数点以下切り捨て)

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。
注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。
注3)協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足	○	⑤その他(棚田の荒廃)
	③農業作業の人材不足		

(該当する課題について詳細を記載)

①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。

②⑤棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行って来てが、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。また、高齢のために棚田での水稻作の継続が困難な農地が増えてきている。

必ず記入して下さい。

✓ ネットワーク化活動計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画している必要があります。

✓ 連携関係があることが証明できるような書類等(協定書や覚書、参加者名簿など)が必要です。

✓ 「(1) 農業者団体以外の組織」の中で参加する非農業者は、「(2) 非農業者」の人数には含めないようにしてください(「(1) 農業者団体以外の組織」の中での参加とは別に、個人としても協定の活動に参加している場合は、「(2) 非農業者」の人数に計上していただいても差し支えありません。)

✓ ネットワーク化活動計画作成時点で構成員の10%以上の非農業者が活動に参画している必要があります。

✓ 連携関係があることが証明できるような書類等(協定書や覚書、参加者名簿など)が必要です。

ネットワーク化活動計画の記載例⑧

【記載例】

1-3. で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

4-3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

必ず記入して下さい。

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
☐	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
☐	②農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)	☐	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理	☐	⑧その他(棚田資源を生かした振興活動)
☐	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		

(連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載)

- ・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができることから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。
- ・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。
- ・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。
- ・以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。
- ・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。
- ・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。

さいごに

- 1つの活動からでもネットワーク化や多様な組織等の参画に取り組んでいただくことで、新たな気づきや発見があり、次の取組へのステップつながります。
- 活動が継続できる体制づくりに向けて、ぜひ、ネットワーク化活動計画の作成に取り組んでください。